

第3章 着手金及び報酬金

第1節 民事事件

(民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)

第12条 本節の着手金及び報酬金については、この基準に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

(経済的利益の算定可能な場合)

第13条 前条の経済的利益の額は、この基準に特に定めのない限り、次のとおり算定する。

- 1 金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む。）
- 2 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額
- 3 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額
- 4 賃料増減請求事件は、増減額分の7年分の額
- 5 所有権は、対象たる物の時価相当額
- 6 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額
- 7 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額
- 8 地役権は、承役地の時価の2分の1の額
- 9 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- 10 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第5号、第6号、第8号及び前号に準じた額
- 11 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
- 12 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額
- 13 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財

産の範囲及び相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額

14 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額

15 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第1号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）

16 知的財産権に基づく金銭債権請求以外の事件については、別表1記載のとおり

（経済的利益算定の特則）

第14条 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態に相應するまで、減額することができる。

2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、弁護士は、依頼者と協議の上、依頼者と協議の上経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相應するまで、増額することができる。

- ・ 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。
- ・ 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

（経済的利益の算定不能の場合）

第15条 第13条により経済的利益の額を算定することができないときは、その額を800万円とする。

2 弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

（民事事件の着手金及び報酬金）

第16条 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件の着手金及び報酬金は、この基準に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8%	16%
300万円を超え3,000万円以下の部分	5%	10%
3,000万円を超え3億円以下の部分	3%	6%
3億円を超える部分	2%	4%

2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。知的財産権分野等高度の専門性を必要とする事件については、30%増額する。

- 3 民事事件につき引き続き上訴事件を受任するときは、前2項の規定にかかわらず、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

(調停事件及び示談交渉事件)

第17条 調停事件及び示談交渉（裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。）事件の着手金及び報酬金は、この基準に特に定めのない限り、それぞれ前条第1項及び第2項又は第20条第1項及び第2項の各規定を準用する。ただし、それぞれの規定により算定された額の3分の2に減額することができる。

2 示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、この基準に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項又は第21条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1とする。

3 示談交渉事件又は調停事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、この基準に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項又は第21条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1とする。

(契約締結交渉)

第18条 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	2%	4%
300万円を超え3,000万円以下の部分	1%	2%
3,000万円を超え3億円以下の部分	0.5%	1%
3億円を超える部分	0.3%	0.6%

2 前項の着手金及び報酬金は、事案の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。知的財産権分野等高度の専門性を必要とする事件については30%増額する。

(督促手続事件)

第19条 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金
300万円以下の部分	2%
300万円を超え3,000万円以下の部分	1%
3,000万円を超え3億円以下の部分	0.5%
3億円を超える部分	0.3%

2 前項の着手金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。

3 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第16条又は次条の規定により算定された額と前2項の規定により算定された額との差額とする。

4 督促手続事件の報酬金は、第16条又は次条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求することができ

ない。

- 5 前項ただし書の目的を達するため、民事執行事件を受任するときは、弁護士は、第1項ないし前項の着手金及び報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第16条の規定により算定された額の3分の1を、報酬金として同条の規定により算定された額の4分の1を、それぞれ受けることができる。

(手形、小切手訴訟事件)

第20条 手形、小切手訴訟事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	4%	8%
300万円を超え3,000万円以下の部分	2.5%	5%
3,000万円を超え3億円以下の部分	1.5%	3%
3億円を超える部分	1%	2%

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。
- 3 手形、小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第16条の規定により算定された額と前2項の規定により算定された額との差額とし、その報酬金は、第16条の規定を準用する。

(離婚事件)

第21条 離婚事件の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。ただし、弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

離婚事件の内容	着手金及び報酬金
離婚調停事件又は離婚交渉事件	それぞれ50万円
離婚訴訟事件	それぞれ60万円

- 2 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件を受任するときの着手金は、前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の2分の1とする。
- 3 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の2分の1とする。
- 4 前3項において、財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、弁護士は、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第16条又は第17条の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することができる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、離婚事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(境界に関する事件)

第22条 境界確定訴訟, 境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は, 次表のとおりとする。ただし, 弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは, 着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

着手金及び報酬金	それぞれ60万円
----------	----------

- 2 前項の着手金及び報酬金は, 第16条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは, 同条の規定による。
- 3 境界に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は, 事件の内容により, 第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の, それぞれ3分の2に減額することができる。
- 4 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は, 第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額のそれぞれ2分の1とする。
- 5 境界に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は, 第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額の, それぞれ2分の1とする。
- 6 前各項の規定にかかわらず, 弁護士は, 依頼者と協議のうえ, 境界に関する事件の着手金及び報酬金の額を, 依頼者の経済的資力, 事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し, 適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(借地非訟事件)

第23条 借地非訟事件の着手金は, 借地権の額を基準として, 次表のとおりとする。ただし, 弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは, 着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

借地権の額	着手金
5,000万円以下の場合	50万円
5,000万円を超える場合	前段の額に5,000万円を超える部分の0.5%以下の額を加算した額

- 2 借地非訟事件の報酬金は, 次のとおりとする。ただし, 弁護士は, 依頼者と協議のうえ, 報酬金の額を, 事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し, 適正妥当な範囲内で増減額することができる。
 - ・ 申立人については, 申立てが認められたときは借地権の額の2分の1を, 相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の2分の1を, それぞれ経済的利益の額として, 第16条の規定により算定された額
 - ・ 相手方については, その申立てが却下されたとき又は介入権が認められたときは, 借地権の額の2分の1を, 賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは, 賃料増額分の7

年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、第16条の規定により算定された額

- 3 借地非訟に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができる。
- 4 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。
- 5 借地非訟に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。

(保全命令申立事件等)

第24条 仮差押及び仮処分の各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」という。）の着手金は、第16条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の2とする。本案の事件と併用する場合であっても、同様とする。

- 2 前項の事件が重大又は複雑であるときは、第16条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができる。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の1の報酬金を受けることができる。
- 3 第1項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第16条の規定に準じて報酬金を受けることができる。
- 4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 5 第1項の着手金及び第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。

(民事執行事件等)

第25条 民事執行事件の着手金は、第16条の規定により算定された額の2分の1とする。

- 2 民事執行事件の報酬金は、第16条の規定により算定された額の4分の1とする。
- 3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。ただし、着手金は第16条の規定により算定された額の3分の1とする。
- 4 執行停止事件の着手金は、第16条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1とする。
- 5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第16条の規定により算定された額の4分の1の報

酬金を受けることができる。

(倒産整理事件)

第26条 破産、会社整理、特別清算及び会社更生の各事件の着手金及び報酬金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量等に応じ、適正かつ妥当な額とする。

(民事再生事件)

第27条 民事再生事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量等に応じ、適正かつ妥当な額とする。

- 2 民事再生事件の報酬金は、依頼者が民事再生計画認可決定を受けたときに限り、受け取ることができる。
- 3 第16条の規定は、前項の報酬金の決定について準用する。
- 4 第2項の報酬金の決定に際し基準となる経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。ただし、次項の弁護士報酬を既に受領しているときは、これを考慮する。
- 5 弁護士は、依頼者が再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、依頼者との協議により、毎月相当額の弁護士報酬を受け取ることができる。
- 6 前項の弁護士報酬の算定にあたっては、執務量、着手金及び既に第2項の報酬金を受領している場合には当該報酬金の額を考慮する。

(任意整理事件)

第28条 任意整理事件（第26条又は前条第1項に該当しない債務整理事件をいう。）の着手金及び報酬金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模等に応じ、適正かつ妥当な額とする。

- 2 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当源資額」という。）を基準として、次の各号の表のとおり算定する。

- ・ 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当源資額につき

500万円以下の部分	15%
500万円を超え1,000万円以下の部分	10%
1,000万円を超え5,000万円以下の部分	8%
5,000万円を超え1億円以下の部分	6%
1億円を超える部分	5%

- ・ 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資額につき

5,000万円以下の部分	3%
5,000万円を超え1億円以下の部分	2%

1億円を超える部分	1%
-----------	----

3 第1項の事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、前2項に定めるほか、本節の規定により算定された報酬金を受けることができる。

(行政上の不服申立事件)

第29条 行政上の異議申立て、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、第16条の規定により算定された額の3分の2とし、報酬金は、同条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用する。

第2節 刑事事件

(刑事事件の着手金)

第30条 刑事事件の着手金は、次表のとおりとする。

刑事事件の内容	着手金
起訴前及び起訴後（第1審及び上訴審をいう。以下同じ。）の事案簡明な事件	50万円
起訴前及び起訴後の前段以外の事件及び再審事件	適正かつ妥当な額
再審請求事件	適正かつ妥当な額

2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いが無い情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が2ないし3開廷程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く。）、上告審については事実関係に争いが無い情状事件をいう。

(刑事事件の報酬金)

第31条 刑事事件の報酬金は、次表のとおりとする。

刑事事件の内容		結果	報酬金
事案簡明な事件	起訴前	不起訴	50万円
		求略式命令	前段の額を超えない額
	起訴後	刑の執行猶予	50万円
		求刑された刑が軽減された場合	前段の額を超えない額
前段以外の刑事事件	起訴前	不起訴	適正かつ妥当な額
		求略式命令	適正かつ妥当な額
	起訴後 (再審事件を含む。)	無罪	適正かつ妥当な額
		刑の執行猶予	適正かつ妥当な額
		求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当な額

		検察官上訴が棄却された場合	適正かつ妥当な額
再審請求事件			適正かつ妥当な額

2 前項の事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいう。

(刑事事件につき引き続き受任した場合等)

第32条 起訴前に受任した事件が起訴（求略式命令を除く。）され、引き続き起訴後の事件を受任するときは、第30条に定める着手金を受けることができる。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とする。

2 刑事事件につき引き続き上訴事件を受任するときは、前2条の規定にかかわらず、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

3 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件当たりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

(検察官の上訴取下げ等)

第33条 検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあつたときの報酬金は、それまでに弁護士が費やした時間及び執務量を考慮したうえ、第31条の規定を準用する。

(保釈等)

第34条 保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の着手金及び報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に、相当な額を受けることができる。

(告訴、告発等)

第35条 告訴、告発、検察審査の申立て、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続の着手金は、適正かつ妥当な額とし、報酬金は、依頼者との協議により受けることができる。

第3節 少年事件

(少年事件の着手金及び報酬金)

第36条 少年事件（家庭裁判所送致前の少年の被疑事件を含む。以下同じ。）の着手金は、次表のとおりとする。

少年事件の内容	着手金
身柄が拘束されている事件	30万円
身柄が拘束されていない事件	20万円
抗告、再抗告及び保護取消事件	20万円

2 少年事件の報酬金は、次表のとおりとする。

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	適正かつ妥当な額
身柄事件で非行事実認定に基づく審判不開始、不処分又は保護観察	30万円
在宅事件で非行事実認定に基づく審判不開始、不処分又は保護観察	20万円

3 弁護士は、着手金及び報酬金の算定につき、非行事実と争いがあったり、少年の環境調整に著しく手数を要したり、家庭裁判所送致以前の手続に特段の手数を要したり、試験観察に付されたなどの事情を考慮し、依頼者との協議により、前2項の着手金及び報酬金を適正妥当な範囲で増額することができるものとし、少年の環境調整に格段の手数を要しないなど、着手金及び報酬金を減額することが相当な事情があるときは、依頼者との協議により、前2項の着手金及び報酬金を適正妥当な範囲で減額することができる。

4 第2項に定める場合以外においても、報酬金を受領することが相当とする結果が得られたときは、依頼者との協議により、第2項及び前項前段に準じた報酬額を受領することができる。

(少年事件につき引き続き受任した場合)

第37条 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第4条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても1件の事件とみなす。

2 少年事件につき、引き続き抗告審等を受任するときは、前条にかかわらず、抗告審等の着手金及び報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができる。

3 弁護士は、送致された事件が複数である場合及び事件が追加して送致され併合された場合の着手金及び報酬金の算定については、1件の少年事件として扱うものとする。ただし、追加送致された事件により、少年の環境調整などのために著しく執務量を増加させるときには、追加受任する事件につき、依頼者との協議により適正妥当な着手金を受領することができる。

4 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の着手金及び報酬金は、本章第2節の規定による。ただし、引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができる。

第4節 不動産競売事件買受代理等

(鑑定料)

第38条 裁判所の記録（物件明細書，現況調査報告書，評価書）等に基づく書面による鑑定料は，30万円とする。ただし，事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは，依頼者と協議のうえ30万円を超える額とすることができる。

（買受代理）

第39条 買受代理（入札書作成，入札保証金の払込手続，入札書送付，開札期日の立会，次順位買受けの申出等）の手数料は，10万円とする。

2 買受代理の報酬金（売却許可決定，代金納付，移転登記完了まで）は，第16条の金額の10%以内（経済的利益は入札金額として算定する。）とする。

3 引渡命令の着手金及び報酬金は，第16条の着手金及び報酬金の額の70%以内とする。

4 明渡訴訟の着手金及び報酬金は，第16条の額とする。

(別表1)

1 特許権、実用新案権及び意匠権に基づく請求

(1) 権利の帰属の確認請求、移転登録手続請求

I 次のいずれかによる。

- ① 訴え提起時の年間売上高×訴え提起時の利益率×権利の残存年数×1/4 (低減率)
- ② 原告が、鑑定評価書等により、権利の評価額、取引価格を疎明したときは、その額による。

II 権利の範囲全部につき専用実施権が設定されている場合には、次のいずれかによる。

- ① 訴え提起時の実施権者の年間売上高×実施料率×権利の残存年数×1/4
- ② (年間実施料×権利の残存年数)－中間利息

(2) 実施権の確認請求、設定登録手続請求、移転登録手続請求

訴え提起時の実施権者の年間売上高×訴え提起時の実施権者の利益率×実施権の残存年数×1/4

(3) 抹消登録手続請求

(1)、(2)の算定結果×1/2

(4) 質権の設定・移転・変更・消滅に関する登録手続請求

不動産を目的とする担保権に関する登記手続請求の算定方法を準用する。

(5) 差止請求

次のいずれかによる。

- ① 原告の訴え提起時の年間売上減少額×原告の訴え提起時の利益率×権利の残存年数×1/8
- ② 被告の訴え提起時の年間売上推定額×被告の訴え提起時の推定利益率×権利の残存年数×1/8
- ③ (年間実施料相当額×権利の残存年数)－中間利息

(6) 差止請求権の不存在確認

原告の訴え提起時の年間売上額×原告の訴え提起時の利益率×被告の権利の残存年数×1/8

(7) 信用回復措置の請求

信用回復のための広告等その措置に要する費用が認定できる場合はその額とし、措置の性質上要する費用が認定できない場合、又は、算定が著しく困難な場合は160万円とする。

2 商標権に基づく請求

- (1) 権利の帰属の確認請求、移転登録手続請求
- I 次のいずれかによる。
- ① 訴え提起時の年間売上高×訴え提起時の利益率×10年×1/5
 - ② 原告が、鑑定評価書等により、権利の評価額、取引価格を疎明したときは、その額による。
- II 権利の範囲全部につき専用使用権が設定されている場合には、次のいずれかによる。
- ① 訴え提起時の専用使用権者の年間売上高×使用料率×10年×1/5
 - ② 年間使用料×10年×0.8
- (2) 使用権の確認請求、設定登録手続請求、移転登録手続請求
- 訴え提起時の使用権者の年間売上高×訴え提起時の使用権者の利益率×使用権の残存年数×1/5
- ただし、使用権の残存年数が10年以上の場合、又は、使用権設定契約の更新等により使用権が訴え提起時から10年以上継続する可能性が高い場合には「使用権の残存年数」は10年とする。
- (3) 抹消登録手続請求
- (1)、(2)の算定結果×1/2
- (4) 質権の設定・移転・変更・消滅に関する登録手続請求
- 不動産を目的とする担保権に関する登記手続請求の算定方法を準用する。
- (5) 差止請求
- 次のいずれかによる。
- ① 原告の訴え提起時の年間売上減少額×原告の訴え提起時の利益率×10年×1/10
 - ② 被告の訴え提起時の年間売上推定額×被告の訴え提起時の推定利益率×10年×1/10
 - ③ 年間使用料相当額×10年×0.8
- (6) 差止請求権の不存在確認
- 原告の訴え提起時の年間売上額×原告の訴え提起時の利益率×10年×1/10
- (7) 信用回復措置の請求
- 信用回復のための広告等その措置に要する費用が認定できる場合はその額とし、措置の性質上、要する費用が認定できない場合、又は、算定が著しく困難な場合は160万円とする。

3 不正競争防止法に基づく請求

(1) 不正競争防止法2条1項1号、2号、15号の不正競争行為の差止請求

次のいずれかによる。

- ① 訴え提起時の、原告の原告表示を使用した商品、営業、役務の年間売上減少額×原告の訴え提起時の利益率×10年×1/10
- ② 訴え提起時の、被告の被告表示を使用した商品、営業、役務の年間売上推定額×被告の訴え提起時の推定利益率×10年×1/10
- ③ 原告表示の年間使用料相当額×10年×0.8

(2) 不正競争防止法2条1項3号の不正競争行為の差止請求

次のいずれかによる。

- ① 訴え提起時の、原告の原告商品の年間売上減少額×原告の訴え提起時の利益率×請求可能年数×1/6
- ② 訴え提起時の、被告の被告商品の年間売上推定額×被告の訴え提起時の推定利益率×請求可能年数×1/6
- ③ 原告商品形態の年間使用料相当額×請求可能年数×0.9

ただし、①ないし③の「請求可能年数」とは、訴え提起時から、同号所定の「他人の商品」に該当する原告商品が最初に販売された日から3年後の日までの期間をいう。

(3) 不正競争防止法2条1項4号ないし9号の不正競争行為の差止請求

当該営業秘密の性質上①ないし③のいずれかの方法により算定できるものは、①ないし③のいずれかの方法により、算定できないもの、又は、算定が著しく困難なものは160万円とする。

- ① 訴え提起時の、被告の当該営業秘密の使用による原告の年間売上減少額×原告の訴え提起時の利益率×8年×1/8
- ② 訴え提起時の、被告の当該営業秘密の使用による年間売上推定額×被告の訴え提起時の推定利益率×8年×1/8
- ③ 当該営業秘密の年間使用料相当額×8年×0.8

(4) 不正競争防止法2条1項10号、11号の不正競争行為の差止請求

原告の訴え提起時の年間売上高減少額×原告の訴え提起時の利益率×8年×1/8

(5) 不正競争防止法2条1項12号の不正競争行為の差止請求

次のいずれかによる。

- ① 訴え提起時の、被告ドメイン名使用による原告の商品、営業、役務の年間売上減少額×原告の訴え提起時の利益率×10年×1/10
- ② 訴え提起時の、被告ドメイン名使用による商品、営業、役務の年間売上推定額×被告

の訴え提起時の推定利益率×10年×1/10

③ ①又は②により算定できない場合、又は、算定が著しく困難な場合は、160万円とする。

(6) 不正競争防止法2条1項13号の不正競争行為の差止請求

① 訴え提起時の、被告表示の使用による原告の商品、営業、役務の年間売上減少額×原告の訴え提起時の利益率×10年×1/10

② 訴え提起時の、被告の被告表示を使用した商品、営業、役務の年間売上推定額×被告の訴え提起時の推定利益率×10年×1/10

(7) 不正競争防止法2条1項14号の不正競争行為の差止請求

160万円とする。

(8) 不正競争防止法7条に定める信用回復措置の請求

信用回復のための広告等その措置に要する費用が認定できる場合はその額とし、措置の性上、要する費用が認定できない場合、又は、算定が著しく困難な場合は160万円とする。

(9) 不正競争防止法12条2項に定める請求

160万円とする。

4 著作権法上の権利に基づく請求

(1) 権利の帰属の確認請求、移転登録手続請求

I 著作権の帰属の確認請求、移転登録手続請求

原告の訴え提起時の年間売上高×原告の訴え提起時の利益率

II 出版権の確認請求、設定登録手続請求、移転登録手続請求

① 取引価格による。

② 取引価格が明らかでない場合は、

原告の訴え提起時の年間売上高×原告の訴え提起時の利益率

(2) 抹消登録手続請求

(1)のI、IIの算定結果×1/2

(3) 質権の設定・移転・変更・消滅に関する登録手続請求

不動産を目的とする担保権に関する登記手続請求の算定方法を準用する。

(4) 実名・第一発行年月日等・創作年月日の抹消登録手続請求

160万円とする。

(5) 著作権法上の権利に基づく差止請求

I 著作権（著作財産権）に基づく差止請求

次のいずれかによる。

① 原告の訴え提起時の年間売上減少額×原告の訴え提起時の利益率

② 被告の訴え提起時の年間売上推定額×被告の訴え提起時の推定利益率

③ 著作権者が通常1年間に受けるべき金銭の額

II 著作者人格権に基づく差止請求

160万円とする。

III 出版権に基づく差止請求

次のいずれかによる。

① 原告の訴え提起時の年間売上減少額×原告の訴え提起時の利益率

② 被告の訴え提起時の年間売上推定額×被告の訴え提起時の推定利益率

IV 著作隣接権に基づく差止請求

Iと同様に算定する。

(6) 著作者人格権侵害の場合の名誉回復措置の請求

名誉回復のための広告等その措置に要する費用が認定できる場合はその額とし、措置の性質上、要する費用が認定できない場合、又は、算定が著しく困難な場合は160万円とする。

5 商号権に基づく請求

(1) 差止請求

(当事者双方が会社の場合)

基準額×修正率＝訴額

ただし、この計算式によって求めた訴額が、直近下位の基準額の範囲で求められる訴額の最高額に満たないときには、その最高額と同一の額を訴額とする。

I 基準額

① 原告会社の資本額≥被告会社の資本額の場合

基準額＝被告会社の資本額×2

② 原告会社の資本額<被告会社の資本額の場合

基準額＝原告会社の資本額×2

II 修正率

基準額の範囲	修正率
基準額≤1000万円	1/5
1000万円<基準額≤5000万円	1/7
5000万円<基準額≤1億円	1/10
1億円<基準額≤3億円	1/20
3億円<基準額≤5億円	1/30
5億円<基準額	1/50

(当事者の双方又はいずれか一方が会社ではない場合)

次のいずれかの計算式による。

- ① 原告の訴え提起時の年間売上減少額×原告の訴え提起時の利益率
- ② 被告の訴え提起時の年間売上推定額×被告の訴え提起時の推定利益率

(2) 商号登記の抹消登記手続請求

(1)と同様に算定する。

6 半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づく請求

特許権の場合に準じて算定する。

7 種苗法に基づく請求

特許権の場合に準じて算定する。